

平成 2 5 年

第 1 回兵庫県後期高齢者
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

神戸市相楽園会館

平成25年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

第1日（平成25年2月21日） 会議録

議事日程

平成25年2月21日午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 発議第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 第4 議案第1号 兵庫県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画作成の件
- 第5 議案第2号 兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第3号 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第4号 平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第5号 平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第6号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第7号 平成25年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第11 議案第8号 平成25年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

- 第 1 2 一般質問
第 1 3 議長の辞職
第 1 4 議長の選挙
第 1 5 同意第 1 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件
第 1 6 兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙
第 1 7 議会運営委員会委員の選任
-

本日会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（36名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 中 村 三 郎 | 2 番 石 田 哲 也 |
| 3 番 稲 村 和 美 | 5 番 河 野 昌 弘 |
| 6 番 濱 田 育 孝 | 7 番 山 中 健 |
| 8 番 川 村 貴 清 | 9 番 瀬 川 英 臣 |
| 1 0 番 中 川 茂 | 1 1 番 藤 原 崇 |
| 1 2 番 田 口 隆 弘 | 1 3 番 明 石 元 秀 |
| 1 5 番 江 原 和 明 | 1 6 番 大 眉 均 |
| 1 7 番 登 幸 人 | 1 8 番 水 田 賢 一 |
| 1 9 番 井 上 嘉 之 | 2 0 番 吉 岡 正 剛 |
| 2 1 番 西 村 和 平 | 2 2 番 酒 井 隆 明 |
| 2 3 番 藤 原 敏 憲 | 2 4 番 永 井 隆 夫 |
| 2 5 番 川 野 四 朗 | 2 7 番 森 和 重 |
| 2 8 番 田 路 勝 | 2 9 番 安 田 正 義 |
| 3 0 番 宮 脇 修 | 3 1 番 山 口 雄 三 |

32番	古谷	博	35番	岡本	哲夫
36番	橋本	省三	37番	八幡	儀則
38番	山本	守一	39番	庵途	典章
40番	長瀬	幸夫	41番	岡本	英樹

欠席議員（5名）

4番	泉	房穂	14番	來住	壽一
26番	多次	勝昭	33番	清水	ひろ子
34番	細岡	重義			

説明のため出席した者

広域連合長	矢田	立郎
副広域連合長	戸田	善規
事務局長	森田	文明
資格保険料課長	藤原	勝司
給付課長	伊藤	隆
給付課課長補佐	大長	勇

職務のため出席した職員

総務課長	塩木	達也
事務職員	堀池	雅之
事務職員	長川	博紀

(午後 2 時開会)

○議長 (西村和平) ただいまから、平成 25 年第 1 回兵庫県後期高齢者医療広域
連合議会定例会を開会いたします。

なお、ただいまの出席議員は 36 名で定足数に達しております。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

矢田広域連合長。

○広域連合長 (矢田立郎) 本日は、平成 25 年第 1 回の広域連合議会の定例会を
招集させていただきましたところ議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい
中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の運営にご努力をいた
だいておることでございますが、重ねてこの場をおかりし御礼を申し上げます。

高齢者医療制度の見直しでございますが、平成 22 年 12 月に国の「高齢者医療制
度改革会議」による改革案が公表されたところでございますが、その後、関係者の理
解が得られないまま現在に至っているという状況でございます。

一方、昨年 8 月でございますけれども社会保障・税の一体改革を進めるための「社
会保障制度改革推進法」が施行されたわけでございますが、これに基づいて「社会保
障制度改革国民会議」が昨年 11 月末に設置されております。この国民会議におきま
して、今後の高齢者医療制度のあり方を含めた社会保障に関します幅広い議論が行わ
れているところでもございますが、広域連合といたしましては今後の動向を注視しな
がらも、現行制度が継続される間は被保険者が安心して医療を受けられるよう安定的
な運営に努めていく必要があるというふうに考えてございます。

本日は、第 2 次広域計画案、また平成 25 年度の広域連合の予算案等諸案件を提案
させていただきます。各議案につきまして後ほど事務局から説明させていた
だきますが、何卒ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、冒頭のご挨拶にさせていただきます。どうかよろしく

お願い申し上げます。

○議長（西村和平） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から、監査報告第3号より第6号に至る報告がありました。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番、姫路市 石田議員及び41番、新温泉町 岡本議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村和平） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第3、発議第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件」を議題といたします。

これより提出者を代表いたしまして、提案趣旨をご説明申し上げます。

定例会議員提出議案の1ページをお開き下さい。

改正の内容は、会議規則で引用する修正の動議に関する地方自治法の条番号を、法改正により改めるものでございます。

以上、発議第1号についてご説明申し上げます。

本件については、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

発議第1号を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村和平) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画作成の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長(森田文明) 議案第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画作成の件」についてご説明申し上げます。

議案書による説明の前に、別添の第2次広域計画案の概要にかかる参考資料をご覧ください。この資料に基づきまして、計画案の主な項目をご説明いたします。

広域計画は、構成する市町やその被保険者に対して事務処理を行うにあたっての目標等を明確にし、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に行うために定めるものでございまして、本件は、現行の広域計画の期間が今年度で満了となるため、地方自治法第291条の7第3項の規定に基づき、次期の第2次広域計画を定めようとするものでございます。

3番の第2次広域計画案のポイントの(1)後期高齢者医療制度を取り巻く状況ですが、1点目の医療費等の増加は、高齢化の進展に伴う被保険者数の増加と医療技術の高度化などにより、平成20年度の制度開始以降、医療給付費額が毎年約300億円余り増加し続けており、この医療給付費を賄う保険料のほか、現役世代からの支援金及び公費の国民の負担も増加し続けております。

2点目の高齢者医療制度の見直しにつきましては、社会保障制度改革国民会議において検討されていることなど、これまでの制度に関する国の動向をまとめております。

(2)計画期間につきましては、兵庫県の医療費適正化計画なども踏まえ、平成25年度から平成29年度までの5年間としております。

次に、(3)現状と課題としまして、平成24年度までの第1次計画期間における

運営状況を踏まえまして、①の健全かつ安定的な制度運営、②健康づくり、③医療費の適正化、④広報広聴の充実、⑤関係市町との連携強化の5つの視点から今後の課題を挙げ、これを踏まえまして次の2ページにあります(4)基本方針を大きく5点定めております。

まず、①の健全かつ安定的な制度運営でございますが、医療給付費の増加に伴う保険料率の上昇を抑制するために財源を確保することのほか、保険料収入等を確保し健全な財政運営を図るとともに、被保険者間の公平性の観点から、保険料収納率の向上に向けて取り組み、また、被保険者数の増加などによる業務量の増加に対して、さらなる業務委託や事務の電算化、事務局組織の見直しなどで業務の効率化を図るとともに、派遣職員の交代に伴う的確な事務ノウハウの継承・蓄積に努め、制度及び事務局の安定的な運営に努めていくこととしております。

次に、②の健康づくりでございますが、主に生活習慣病の早期発見、疾病の重症化の予防により、被保険者の健康保持・増進を確保するため、健康診査を受診の必要性が高い被保険者が確実に受診できるよう、効果的な健康診査の実施、健康診査の受診率の向上を図ることや、ワクチン接種費用の助成など重症化リスクの軽減を図るとともに、健康づくりをさらに啓発してまいります。

次に、③の医療費の適正化につきましては、今後も医療費の増加が見込まれる中で給付の適正化を図り、保険料や若年者等の負担増を抑制できるよう、介護保険との給付調整などのレセプト点検内容の充実、療養費に関する点検業務の強化、ジェネリック医薬品の効果的で適切な普及啓発などを実施いたします。

次に、④の広報広聴の充実につきましては、制度や手続、医療給付費の負担の仕組みなどについて、より一層わかりやすく丁寧な広報を充実させ、また、広域計画等の制度運営に関する指針など、基本的事項を定める手続におきましては、パブリックコメント手続により、今後の施策に反映させてまいります。

次に、⑤の関係市町との連携強化につきましては、広域連合と市町が役割を分担し

て情報共有を図りながら、被保険者の相談等に的確に応えていくために、関係市町とのさらなる連携の強化を図り、市町職員を対象とした研修を充実させるとともに、高齢者医療制度に関する今後の国の動向を踏まえながら、兵庫県との連携も進め、制度の円滑な運営に努めてまいります。

(5) 広域連合及び関係市町が行う事務と役割分担につきましては、基本的には法令において具体的な分担が定められておりますが、先ほどの基本方針に基づきまして、それぞれ役割を分担し連携を図ることを規定しております。

議案書の2ページから17ページにかけまして、先ほどご説明いたしました第2次広域計画案の内容及びその後ろに参考資料として、後期高齢者医療制度の運営状況及び広域連合規約を掲載しており、地方自治法第291条の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第1号について、ご説明申し上げました。何卒よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西村和平） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。自席でご発言願います。

○16番（大眉 均） それでは、ただいまの広域連合第2次広域計画の件についてご質問いたします。

まず、国の動向が説明されましてこの制度が続く限り広域計画というのが存在するわけでございますけれども、1つ目に健全かつ安定的な制度運営についてお尋ねいたします。

まず、今後の医療費の増加と保険料の見込みについてでございます。医療給付費は平成20年度で4,568億4,460万円だったのが、平成24年度の決算見込みを見ますと5,793億8,367万円と予想されておまして、約27%の増加と

なっています。被保険者数は平成20年度56万5,037人であったものが、24年度、今年度は64万2,987人となっております。被保険者1人当たりの医療給付費は、平成24年度の見込みで90万1,081円というふうにされております。被保険者1人当たりの医療費が増加することにより、被保険者数と1人当たりの医療費が増加することによって今後の医療給付費も増加すると思われませんが、医療給付費の見込みをどのようにされているのかお尋ねいたします。制度が変わらなければ平成26年度も保険料の改定がされる予定となっておりますが、それによって被保険者の保険料も増えるのではないかと思いますけれども、今後の医療給付費と保険料の見通しについてお尋ねいたします。

次に、保険料収納率の向上についてであります。ほとんどの被保険者は年金からの天引きで保険料を特別徴収されております。しかし、年金が少ない低所得者の保険料につきましても、それぞれ現金か口座振替によりまして納付をされることになっております。そして、そのために滞納になることが多いのであって、滞納につきましてもきめ細かな納付相談や減免が必要であります。短期保険証の発行や滞納処分をされている件数及びその内容についてお尋ねいたします。

2つ目は、健康づくりについてであります。1点目に健康診査の受診率の向上についてであります。受診の必要性の高い被保険者の確実な受診を勧めることで受診率の向上を図ることとされております。対象者はどのようにとらえ受診率の向上につながるのか。また、健康診査の内容につきましても、高齢者に適した内容とすることが必要であると思っております。内容の改善についてお尋ねいたします。

2点目に、人間ドックに対する助成についてであります。平成24年度は14市5町で行われまして1,437人の受診がされております。市町で実施をしていることに対して助成をすることとなっております。今後の実施市町の拡大についてお尋ねいたします。

3点目に、ワクチンの接種助成についてであります。日本の死亡原因の第4位は肺

炎であります。特に高齢者では肺炎球菌による肺炎が最も多く、基礎疾患がある場合あるいは高齢であるために重症となり致命率も高いので、予防することが重要となっています。県下の市町では、肺炎球菌ワクチンの接種に助成を行われており、また、ほかの広域連合でもこの助成が実施されています。当広域連合でも実施される予定とお聞きいたしましたが、その内容についてお尋ねいたします。以上でございます。

○議長（西村和平） はい、どうぞ。

○事務局長（森田文明） 大眉議員のご質問にお答えいたします。

まず、広域計画に関します医療給付費の見込みと今後の保険料の見通しでございます。これまでも平成20年度の制度開始以降、医療給付費は高齢化の進展に伴いまして毎年伸び続けてきたところでございまして、年度によって若干幅はございますが、毎年1人あたりの給付費で2%～4%程度の幅で上昇してきてございます。今後も高齢化は進んでまいりますので、引き続き医療費は増加を続けると考えられるところでございまして、この医療費と保険料についても広域計画に記載しているところでございます。ただ、具体的に今後どの程度伸びていくかという伸び幅につきましては、さまざまな変動要素がございまして、国の診療報酬改定ですとか、あるいは疾病の状況、医療の高度化等、長期に予測することは困難な面がございます。また、患者負担を除いた医療給付費を賄うこの財源でございまして、公費、現役世代からの支援金、そして高齢者の保険料で賄うという仕組みでございまして、医療給付費が増加いたしますと保険料も増加する仕組みでございまして、そのベースとなります給付費を具体的に見込むことが現状ではなかなか先まで推計することが難しいという状況でございまして、保険料につきましても基本的には増加傾向でございまして、具体的にどの程度見込むかというのは難しい状況でございまして、ただ、毎年度の予算編成において直近の見込みになりますと、それは一定のルールに従いまして過去のデータに基づき医療給付費を見込んでいくというところでございまして、いずれにいたしましてもできるだけ保険料の上昇抑制を図れるような対応というものに努めてまいりたいと思っております。

ございます。

それから、2点目の短期証と滞納処分についてのご質問でございます。後期高齢者医療制度の保険料徴収につきましては多くの方が年金からの天引きという形で納めていただいておりますが、年金額の少ない方等につきましては口座振替あるいは窓口払いという形になってございます。現在、この短期証の状況でございますが、できるだけ滞納されている方との接触の機会を多く確保するために有効期限を短くいたしまして、一定の滞納がある方に交付しております。平成24年6月1日時点における兵庫県後期高齢者医療での短期証の交付件数は2,258人となっております。ただ、年々減ってございまして前年と比較いたしますと約300名の減少になってございます。収納率につきましては99.2%ほどということで比較的高い水準で推移してございまして滞納者数も減少傾向にはございますが、やはりこういった滞納される方につきましては、短期証等で接触の機会を図っているというのが現状でございます。また、滞納処分でございますが、後期高齢者医療制度では保険料の徴収につきましては、役割分担として市町において実施していただいております。それぞれの市町で負担の公平の観点から滞納処分についても取り組んでいただいているところでございまして、現在の滞納処分の状況につきましては、これは平成23年度の実績でございますが、差し押さえが39件ということで聞いてございます。その内容でございますが、その大半は預貯金というものを差し押さえしているということでございまして、この39件にかかります滞納されている保険料額、対象の未納保険料額は871万円となっております。広域連合といたしましては、あくまでこの滞納処分につきましてきめ細かな収納対策を行った上で、納付しうる資産をお持ちであるにもかかわらず、特別な事情もなく保険料を納めていただけないようなそういう滞納者について滞納処分の対象者としていく考えでございます。

それから、健康づくりについてのご質問でございます。健康診査の受診率向上対策ということで今回の広域計画では受診の必要性が高い被保険者を確実に受診していた

だくという考え方で持って受診率を上げていくことを基本方針に定めてございます。

これまで健康診査の受診率でございますが、平成23年度で13.3%ということで、目標が20%と定めておりますからなかなか目標には届いていない状況でございますが、実施していただいております市町のそれぞれの取り組みによりまして受診率は毎年少しずつ上昇してございます。これまで広域連合といたしましては、受診率向上のために補助金のルールを変更したり、あるいは市町向けの専門研修会、あるいは事例発表会等々の取り組みをしてまいりましたが、今後新たな受診率向上の取り組みといたしまして、受診の必要性が高い方、例えば75歳以上の方ですと普段から医療機関に受診されて、健康状態をかかりつけ医に把握されている方が多いというのが現状でございます。一方で、そういう通院をされていない、受診されていないなど、この健診以外に健康チェックをする機会のない方というのもおられると考えられます。そういった方につきましては、必ず年1回はこの健診を受けていただきたいと考えているところでございます。ただ、そういった方をどうやって把握するかということでございますが、広域連合といたしましては、私どもが保有しておりますレセプトからどれぐらい医療機関にかかっておられるか、既に受診されている方の情報を持っておりますので、医療機関にかかっておられる方の情報を抽出して市町に提供することで、市町サイドで必要な対象者が把握しやすくなるのではないかとというふうに考えてございます。こうしたことでより必要性の高い高齢者の方に個別にはがき、あるいは受診券というものを送るなど、絞り込んだPRをしていただくことによりまして確実に受診していただけるのではないかとすることを期待しているところでございます。

それから、健診の内容でございます。高齢者の方にあつたものであるかどうかということでございますが、これも基本的には特定健診というのが若年層の方でございますので、その内容というのがベースになっておりますが、具体的にはこの健診は市町で実施していただいておりますので、それぞれの地域の実情に応じて決めていただいているということでございまして、広域連合でもって県下統一しているというもので

はございません。ただ、特定健診の検査項目をベースにしながらも、さらに独自で検査項目を追加していらっしゃる場所も半数以上の市町で見られるところがございます。例えば、腎臓の機能を見るためのクレアチニンですとか、尿酸値ですとか、そういったものを独自で追加されているところもございます。健診の費用につきましては、国庫補助のほかは広域連合の独自補助でカバーしておりますので、この健診項目につきましても国庫補助の対象とならないような市町が独自で検査項目を設定されるものにつきましては、可能な限り広域連合からの補助対象としていきたいというふうに考えているところがございます。

それから、人間ドックに関するご質問でございますが、現在、人間ドックにつきましては今年度で県内14市5町、19市町で実施していただいております。これも健診同様広域連合からの補助金ということで実施をしていただいております。25年度の予定でございますが、現在お聞きしておりますのは21市町、16市5町ということで、新しく2市、来年度から実施されるというふうに聞いてございます。人間ドックはやはり疾病の早期発見につながりますので国からも実施を要請されているところがございます。広域連合といたしましても機会があるごとに情報提供なり、実施に向けた検討を要請してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、ワクチン接種助成についてのご質問でございます。ご指摘のとおり高齢者の死亡原因の上位に肺炎というものが位置づけられているわけございまして、高齢者に対するワクチンといたしましてはインフルエンザワクチン以外には、最近、肺炎球菌ワクチンというものが注目されているところがございます。既に県内でも一部の市町におきまして独自事業として接種に対する助成が実施されているところがございますが、第2次広域計画におきましても、高齢者の重症化リスクを軽減するためのワクチン接種助成を盛り込んでおります。特に免疫力の低下したハイリスクの高齢者にとりましては、このワクチン接種が有効な場合があるということがございます。また、これによって医療費が軽減されるという効果も言われておりますので、もともと

は国の補助金が財源でございますが、国が補助対象として認めているワクチンにつきましては広域連合としても来年度から新たに補助の対象にしていこうと考えているものでございます。具体的には内部障害等一定の障害をお持ちの方に対しまして1件4,000円を限度に助成をするということで予算化をしているところでございます。以上でございます。

○議長（西村和平） 答弁が終わりました。

大眉議員、どうぞ。

○16番（大眉 均） 健全な安定的制度運営ということでございますが、どれぐらいの医療費増加が見込まれるのか、あるいはそれによって保険料が幾らになるのかというのがなかなか協議ができないということだと思っております。安定的な財政運営という点で言いますと、昨年の保険料改定の際に県からの安定基金の助成、それから今の広域連合の剰余金を使うという形をとったと思っております。そういうものが今安定的なもので担保されているのかどうかというのがちょっと知りたいと思ったんですがいかがでしょうか。

それから、収納率の向上の際に差し押さえ等が実際やられているということで、この差し押さえにつきましては、それぞれの市町の判断ということでございますが、支払い能力があるにもかかわらず滞納があるということに対してやられているということでございますけれども、必ずしもそうではないかもわかりませんが、主にこの直接払うという年金から天引きでない方、普通徴収の方は低所得者が多いのではないかと思います。そういう点ではきめ細かな施策と言うか相談体制ということが必要であろうと思えますし、それから減免制度、条例による減免制度があると思いますが、これのやっぱり実施を誘導していくということが必要ではないかというふうに思っています。この間の減免の状況を見ますと平成21年度と平成24年度の条例減免を見ますと、大分下がっている、件数も金額も下がっているのではないかと思います。やはり減免の対象になる方に対してきめ細やかな対策

が必要ではないかというふうに思います。

それから健診につきましては、どういう内容にするかというものそれぞれ実施をされている市町の方針もございましょうが、やはり本当に必要な方に健診を受けてもらえると、健診が大事なんですよということでのやはりPRも連合としては独自にやる必要があるのではないかというふうに思います。

それから、人間ドックは新年度から2市が増えていくということでございますけれども、やはりこれを元気な高齢者もかなりいらっしゃるわけでございますので、そういう点で検診を充実させていくということも必要だと思います。

それから、肺炎球菌ワクチンにつきましては国庫補助対象ということで御答弁がありまして、その対象となる方は特に内部障害などをお持ちの体の弱い方と言うか、病気にかかりやすい方ということを対象にされていると思うんです。しかし75歳にもなりますとやはり肺炎になるという方が多いわけございまして、私の身の回りにも最近肺炎で入院したよという方も元気な人でもありまして、やはり5年間有効だということでございますので、接種率を高めていくためにも助成措置というものを広げていただけないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（西村和平） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） まず、今後の健全で安定的な財政運営について剰余金あるいは県の財政安定基金、これがどう担保されているのかということでございますが、例えば剰余金ということで考えますと、これは1年間の財政運営が終わって決算収支を見たときに初めて出てくるというものでございます。例えば国からの調整交付金ですとか、その年の医療給付費の動向ですとか、さまざまな要素によってこの剰余金というものも大きく変わるわけですが、現在ここ24年度に入りまして若干医療給付費の伸びが鈍化をしてございます。そういうことから考えますと当初保険料算定の際に予定していた給付費よりも若干縮小しておりますので、その要素が今後24年度なり25年度の剰余金にどう響いてくるのかなということはいっしょに見詰めていき

たいというふうに考えてございます。また、県の財政安定化基金でございますが、これも制度が続くということで幾らか今残っているわけでございますが、これは全国的にも同じルールがございまして毎年一定額を積み立ててでございます。年間では、国と県と広域連合と3つ合わせて16億円ほどの積み立てをしてございますので、そういった部分で毎年基金は増える部分がございます。それに対して保険料率の改定の際に上昇抑制のためにどれぐらい使うかということになりまして、これは県との協議が必要でございますけれども、できる限り有効に活用できるよう今後も県とも十分協議し要請していきたいというふうに考えてございます。

それから、差し押さえの件でございますが、やはり年金からの天引きが原則というふうな中で年金から天引きにならない方というのは低年金の方が多いというのはご指摘のとおりでございます。ただ、そういった方ばかりでもございまして、例えば途中で所得が変わったり保険料額が変更になりますと一旦年金の天引きが取り消しになるようなケースがございまして、そういった方に限って窓口でのお支払いを忘れておられるというようなこともございまして、現在、普通徴収の方というのは必ずしも低年金の方だけでもございまして、かなりの高所得の方も実はおられます。そういった中でやはり公平性を図るためにということで市町で取り組んでいただいているわけですが、やはり差し押さえにいくまでには非常に長い経過がございますので、当然、75歳以上の後期高齢者の方ですから、きめ細かい対応をした上で最終的な判断をしていただいているというふうに考えてございます。いずれにしましても、そういう市町での、特に窓口でのきめ細かい対応につきましては広域連合としても今後収納対策を行う上で十分要請をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、健診のPRということでございますが、どうやってPRしていくかということで実施主体は確かに市町でございますが、広域連合としてもできることがあるだろうということで、例えば私どもがいろんな機会にお送りしている郵送物等がございます。そういった中で、健康づくりの大切さですとか、健診の必要性ですとか、そ

ういったものは今後広報を充実していく方向で一度よく検討してみたいというふうに考えてございます。

それから、肺炎球菌ワクチンでございますが、来年度から新しく始めるわけですが、その対象者は一定の内部障害をお持ちの方ということで少し対象者を限定させていただいております。これは今既に県内実施の市町が半分ほどございますが、その状況を見ましても年齢基準だけで75歳以上の方全員というふうにしてらっしゃる市町と、一定のハイリスクの方、内部障害の方に限定をされてらっしゃる市町と両方ございます。今回、私ども広域連合の取り組みでございますが、もともとが国からの特別調整交付金という枠がございまして、その枠の中での事業実施ということになりますと他の事業と若干競合してまいります。人間ドックですとか、あるいは鍼灸マッサージですとか、その他の事業もございまして、そういった関係からこの後発の肺炎球菌ワクチンがなかなか十分な額がとれなかったという事情がございまして、ただ、今後もできるだけ多くの市町で実施していただきたいと考えてございますので、その財源確保につきましては今後とも努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、人間ドックにつきましては引き続き元気な方についての疾病の早期発見ということですので、機会があるごとに市町に検討を要請していきたいというふうに考えてございます。

○議長（西村和平） 答弁が終わりましたので、よろしいですか。

質疑は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第1号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村和平） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員

報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 議案第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の議員報酬及び報酬並びに費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の18ページをご覧ください。

本件は、広域連合において療養費等の適正化を進めるにあたり、非常勤職員を雇用するために必要な報酬額等を定める改正を行うものであります。

以上、議案第2号についてご説明申し上げました。何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西村和平） 提案理由の説明が終わりました。

この件について、これより質疑に入ります。

発言の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。自席でご発言願います。

○16番（大眉 均） それでは、ただいまの条例の一部改正につきまして、お尋ねいたします。

非常勤の職員を嘱託するために改正が行われるということでございますが、第2条第5項で非常勤の職員を加えること、そして別表で広域連合長が特に必要と認める場合に月額25万5,000円を超えない範囲で広域連合長が定める額とするというふうになっておりますが、対象とされようとしております非常勤の職員というのは、どのような職員で、どのようなお仕事をされるということを予定されているのかお尋ねいたします。

○議長（西村和平） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） このたびの非常勤職員の条例改正でございますが、今後もやはり医療費がある程度伸びていくだろうということが前提にございまして、今回の広域計画にも記載しておりますように、さらなる給付の適正化を進める必要があるということが背景にございます。また、国からは広域連合を初めとする各保険者に対しまして、特に柔道整復等の施術療養費、これの支給適正化に向けた取り組みを進めるように要請をされているところでございます。そこで、当広域連合といたしましても来年度から、来年4月からでございますが非常勤職員を新規で1名雇用する予定でございますが、週4日程度の非常勤職ということでございまして、医療給付あるいは仕事の対象であります柔道整復等のそういう専門知識なり経験をお持ちの方ということがまず1つの条件になっていくというふうに考えてございます。また、従事していただくお仕事も柔道整復療養費の適正化に関する例えば調査ですとか点検、場合によっては指導と、こういった幅広い業務に従事していただくことを考えておりまして、条例におきましてはその雇用に関します規定を載せているところでございます。なお、条例に書いております25万5,000円というのは上限額でございまして、実際に雇用する場合にはこの範囲内で、これよりも低い額になりますがそれぞれ職務内容や能力に応じて決定していきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（西村和平） 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。

質疑は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村和平） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 議案第3号「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の22ページをご覧ください。

本件は、障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法へと改められたことに伴い、本条例の介護補償において引用しております法律名及び条番号を改めるものでございます。

以上、議案第3号についてご説明申し上げました。何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西村和平） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第3号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村和平） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号」、日程第8、議案第5号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 議案第4号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号」、議案第5号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域

連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号」につきまして、相互に関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案第4号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」でございますが、定例会提出議案の24ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ34億7,637万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を50億1,022万3,000円とするものでございます。

それでは、平成24年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。説明書の2ページをお開き願います。

歳入予算でございますが、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金は、効果的な保険料収納対策等の実施市町に対する保険者機能強化事業補助金の財源となる国の制度事業補助金235万円と、25年度の保険料軽減分として24年度中に交付される円滑運営臨時特例交付金33億4,749万1,000円を増額するものでございます。

第4款繰入金、第1項基金繰入金は、市町が実施する説明会の開催並びに周知・広報に要する経費に充てる臨時特例基金繰入金として535万6,000円を、第2項特別会計繰入金は、市町における長寿・健康増進事業等にかかる特別調整交付金1億2,041万9,000円をともに増額するものでございます。

第6款諸収入、第2項雑入は臨時特例基金の利子収入75万7,000円を増額するものでございます。以上合計で、一般会計の歳入補正額は34億7,637万3,000円の増額となっております。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

3ページでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、歳入でご説明申し上げました長寿・健康増進事業にかかる各市町への補助金等1億2,812万5,000円と、平成25年度の保険料軽減措置のための臨時特例基金への積立金33億4,824万8,000円を増額するものでございます。

以上、一般会計の歳出補正額は、合計で34億7,637万3,000円の増額となっております。

次に、議案第5号「平成24年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の26ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1億2,041万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,042億6,841万7,000円とするものでございます。これは、長寿・健康増進事業にかかる国からの特別調整交付金を受け入れ、実施市町に交付するため一般会計へ繰り出すものでございます。

それでは、平成24年度補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

説明書の5ページをお開き願います。

まず、歳入予算でございますが、第2款国庫支出金、第2項国庫補助金は、長寿・健康増進事業にかかる特別調整交付金で1億2,041万9,000円の増額でございます。

以上で、特別会計の歳入補正額は1億2,041万9,000円の増額となっております。

6ページをお開き願います。

歳出予算でございますが、第6款諸支出金、第2項繰出金は、長寿・健康増進事業にかかる特別調整交付金を一般会計へ繰り出すもので1億2,041万9,000円の増額でございます。

以上で、特別会計の歳出補正額は1億2,041万9,000円の増額となっております。

以上、議案第4号及び議案第5号についてご説明申し上げました。何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西村和平） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第4号及び議案第5号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村和平) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、日程第10、議案第7号「平成25年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、日程第11、議案第8号「平成25年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長(森田文明) ただいま上程されました、議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」、議案第7号「平成25年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第8号「平成25年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、相互に関連しておりますので一括してご説明申し上げます。

議案第6号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例制定の件」でございますが、定例会提出議案の28ページをお開き願います。

本件は、保険料軽減対策の財源等に充てるため臨時特例基金条例の改正を行おうとするものでございます。条例改正の内容について、新旧対照表によりご説明申し上げますので29ページをご覧ください。

附則第2項で、この条例は平成25年3月31日で失効するとしていたものを、平成26年3月31日で失効することに改めるものでございます。

議案第6号についてご説明申し上げました。

次に、議案第7号「平成25年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」で
ございます。

定例会提出議案の30ページをお開き願います。

本予算は、一般会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ14億9,687万円とする
ものでございます。

それでは、平成25年度予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

説明書の8ページをお開き願います。

まず、歳入予算でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項負担金は、各市
町からの共通経費負担金で12億6,177万5,000円、第2款国庫支出金、第
1項国庫負担金は、保険料不均一賦課負担金1,895万円、第2項国庫補助金は、
保険者機能強化事業にかかる老人医療費国庫補助金466万2,000円、第3款県
支出金、第1項県負担金は、保険料不均一賦課負担金1,895万円、第4款繰入金、
第1項基金繰入金は、説明会の開催及び周知・広報にかかる臨時特例基金繰入金とし
て894万2,000円、第2項特別会計繰入金は、市町における長寿・健康増進事
業にかかる特別調整交付金1億8,048万9,000円をそれぞれ計上しておりま
す。

また、9ページの第5款繰越金は存目でございます。

第6款諸収入は、第1項預金利子10万円、第2項雑入は基金利子収入等300万
1,000円を計上しております。

以上、一般会計の歳入予算総額は14億9,687万円となっております。

10ページをお開き願います。

歳出予算でございますが、第1款議会費は広域連合議会の開催経費140万4,0
00円でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、14億5,432万5,000円を計上して

おります。総務管理費の主な内訳でございますが、11ページに移りまして、第1目一般管理費、第11節需用費1,944万6,000円は、用紙代等の消耗品費、封筒、パンフレット等の印刷費等、第12節役務費1億3,677万6,000円は郵送代等の通信運搬費等、第13節委託料7億2,777万2,000円は、標準システムの運用・保守業務、高額療養費等給付業務等の委託費、第14節使用料及び賃借料9,706万円は電算処理システム機器賃借料、広域連合事務室の賃借料等、第19節負担金、補助及び交付金4億5,073万5,000円は、事務局職員の給与費負担金、市町が実施する長寿・健康増進事業に対する特別対策補助金等でございます。第2項選挙費は14万6,000円、第3項監査委員費は、9万5,000円を計上いたしております。

12ページをお開き願います。

第3款民生費は、保険料不均一賦課の軽減分にかかる特別会計への繰出金3,790万円、第4款予備費は300万円を計上いたしております。

以上、一般会計の歳出予算総額は14億9,687万円となっております。

議案第7号について御説明申し上げました。

次に、議案第8号「平成25年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

定例会提出議案の33ページをお開き願います。

第1条は、特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ6,185億8,425万1,000円とするものであります。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を180億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用できる場合を定めるものであり、同一款内での流用を可能とするものであります。

それでは、平成25年度予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

説明書の14ページをお開き願います。

まず、歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金は、各市町の保険料等負担金603億3,324万5,000円、及び療養給付費負担金483億9,656万7,000円を計上いたしております。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、療養給付費負担金1,451億8,970万3,000円、高額医療費負担金23億4,102万9,000円、第2項国庫補助金は、調整交付金442億996万5,000円、健康診査費補助金1億7,718万6,000円、老人医療費国庫補助金7,904万4,000円を計上いたしております。

第3款県支出金、第1項県負担金は、療養給付費負担金483億9,656万7,000円、高額医療費負担金23億4,102万9,000円、第2項財政安定化基金支出金は34億500万円を計上いたしております。

15ページへ移りまして、第4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で2,583億5,312万円、第5款特別高額医療費共同事業交付金は1億7,483万9,000円を計上いたしております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険料不均一賦課繰入金で3,790万円、第2項基金繰入金は、低所得者等にかかる平成25年度の保険料軽減の財源に充てるための繰入金として36億4,058万1,000円を、特別会計における剰余金を積み立てた給付費準備基金からの繰入金として9億849万4,000円をそれぞれ計上いたしております。

第7款繰越金と第8款県財政安定化基金借入金は存目でございます。

16ページをお開き願います。

第9款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料は、延滞金等621万3,000円、第2項預金利子は921万9,000円、第3項雑入は、第三者納付金等5億8,454万8,000円を計上いたしております。

以上、特別会計の歳入予算総額は6,185億8,425万1,000円となっております。

おります。

17ページに移りまして、歳出予算でございますが、第1款保険給付費、第1項療養諸費は、後期高齢者医療にかかる療養諸費で、療養給付費5,841億6,807万6,000円、訪問看護療養費23億4,304万2,000円、特別療養費100万円、移送費10万円、審査支払手数料12億5,527万3,000円を計上いたしております。

第2項高額療養諸費は、高額療養費266億8,685万7,000円、高額介護合算療養費5億7,404万4,000円、第3項その他医療給付費は葬祭費19億6,685万円を計上いたしております。

第2款県財政安定化基金拠出金は5億5,037万6,000円でございます。

18ページをお開き願います。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金は1億7,483万9,000円、第4款保健事業費は、市町が実施する健康診査に要する経費5億3,156万円を計上いたしております。

第5款公債費は一時借入金利子5,104万2,000円、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、保険料の過年度還付金等で1億70万1,000円、第2項繰出金は、市町における長寿・健康増進事業にかかる特別調整交付金を一般会計に繰り出す一般会計繰出金1億8,048万9,000円を計上しております。

第3項基金積立金及び19ページの第7款予備費は存目でございます。

以上、特別会計の歳出予算総額は6,185億8,425万1,000円となっております。

以上、議案第6号、議案第7号及び議案第8号についてご説明申し上げました。何卒、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西村和平） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。自席でご発言願います。はい、どうぞ。

○16番（大眉 均） ただいまご説明がありました予算の中で、平成25年度の後期高齢者医療特別会計予算についてお尋ねいたします。

1つ目は、保険給付費についてでございますが、平成24年度、25年度の保険料算出の際に、医療給付費はそれぞれ5,968億6,700万円、そして6,383億5,100万円と見込まれておりましたが、この度の予算を見ますと少し少なくなっているようでございます。平成24年度及び25年度の保険給付費、医療給付費の現状と算出方法についてお尋ねいたします。

2つ目は、長寿・健康増進事業についてでございますが、一般会計に繰り出す1億8,048万9,000円につきましては人間ドックの助成、あるいは肺炎球菌ワクチンの助成ということで先ほど説明がありましたけれども、この対象者と受診者の見込み、あるいは肺炎球菌ワクチン接種につきましては先ほど御説明がありましたけれども、どのぐらいの予定をされているのかお尋ねいたします。

○議長（西村和平） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 特別会計予算におきます保険給付費、医療給付費、これの積算と現状というご質問でございます。

24年度、今年度でございますが、この予算の算定に当たりましては保険給付費で約6,000億円を現在の予算として計上してございますが、その大半は医療機関にお支払いをいたします医療給付費というものでございます。それに審査支払手数料と葬祭費を加えたもの全体が保険給付費ということで6,000億円と計上してございます。特に、この中心となります医療給付費でございますが、その算定に当たりましては被保険者数と1人当たりの医療給付費がどれぐらいになるかという2つの要素を勘案して積算しているところでございまして、被保険者数の見込みにつきましては国の人口推計がございしますので、それをベースにしながら障害認定者数を加えたり、あ

るいは生活保護等の適用除外者を除くというふうなことをしながら平成24年度につきましては64万7,800人ほどの被保険者数を予算で見込んでいるところでございます。また、1人当たりの医療給付費でございますが、これは過去の伸びの傾向というものを勘案するということが中心になってございまして、ただ余り過去のデータが十分でないわけでございますが、24年度予算につきましては過去2カ年の伸びが実績としてございます。その平均値を用いることによりまして1人当たりの医療給付費、約92万1,000円と見込んでございますがこういうことをベースに先ほどの被保険者数、約64万7,800人をかけ合わせますと医療給付費としては5,968億円、これが医療機関に今年度支払う予定の額になってございます。これに審査支払手数料、これは国保連合会に払うレセプト1件あたりの手数料でございますが、これが約2,000万枚分で12億円計上してございます。さらにお亡くなりになったときの葬祭費が5万円が支給されますが、これにかかる費用が約20億円と計上してございまして、合計いたしますと保険給付費といたしましては約6,000億円の予算ということになってございます。今年度の予算につきましては、ちょうど保険料算定時と同じタイミングでございましたので、保険料率の算定値もこの見込みで同じでございます。来年度、25年度の予算の算定でございますが、基本的には同じ考え方でございまして、来年度予算では約6,170億の保険給付費を計上させていただいております。今年度と比べまして2.8%の伸びとなっております。被保険者数につきましては今年度から2.5%伸びの66万4,000人という見込みでございます。また、1人当たりの給付費につきましては、少し過去のデータがたまってまいりましたので、過去3カ年の伸び、3カ年分の伸びの平均を用いることにいたしておりまして、来年度は1人当たり約92万4,000円の医療給付費がかかると見込んでございます。これによりまして医療給付費といたしましては6,138億円余りを予定しているところでございます。これに審査支払手数料12億5,000万円、あるいは葬祭費約20億円を加えまして、合計の保険給付費といたしましては、先ほど

申しあげました約6, 170億円ということでございます。保険料率算定値に比べて少し減っているというご指摘がございましたが、確かに24年度に入りまして医療費の伸びが若干鈍化をしておりますので、その影響が来年度の25年度予算にも出ております。25年度予算では1人当たりの医療給付費の伸びを2.5%としており、保険料率を算定するときは3%以上伸びると見込んでおりましたが、来年度予算では2.5%ほどの伸びという、これも最終的にどうなるかというのはわからない面もありますが、そういう予定で予算を組ませていただいているところでございます。

それから、人間ドックと肺炎球菌ワクチンでございますが、来年度予算では人間ドックの事業費といたしまして5, 514万5, 000円の事業費を計上してございます。これは国からの補助を受けまして、広域連合を經由いたしまして市町に補助するものでございまして、基本的には自己負担を除く費用の全額が市町に補助されるということでございます。来年度は16市5町で実施される予定でございますが、受診者数といたしましては、来年度2, 448人、これは各市町で集計した人数でございますが、来年度は2, 448人という受診者数の予定をしております、本年度見込みでは1, 400名少しということでございますので、1年間で約1, 000名ほどの受診者の増を見込んでいるという状況でございます。

それから、肺炎球菌ワクチンでございますが、少し先ほど申しあげましたが、来年度予算といたしましては2, 341万円を計上してございます。これも国からの特別調整交付金を広域連合を經由して市町に補助をするというものでございます。対象者といたしましては、免疫力の低下によりまして肺炎に罹患しやすい、特に基礎疾患をお持ちの方ということを対象にしてございます。具体的に申し上げますと、私ども後期高齢者医療の被保険者の方で一定の内臓に機能障害をお持ちの方、心臓、呼吸器、腎臓等幾つかあるわけですが、そういう内臓に障害をお持ちの方で内部障害の手帳をお持ちの方や、あるいはそれと同等程度以上の障害をお持ちの方、例えば人工透析等が考えられますが、そういった方を対象にしているところでございます。補助の上限

額は現在の実施市町の状況を踏まえまして、1人当たり上限4,000円ということの助成を予定しているところでございます。これによりまして、既に実施されているところもあるわけでございますが、まだ未実施のところもかなりございますので、この補助によって今後新たな市町も出てくるのではないかというふうに考えておりますので、今後とも必要な財源の確保に努めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（西村和平） 答弁が終わりました。

大眉議員、どうぞ。

○16番（大眉 均） 保険給付費、医療給付費の見込みを教えてくださいました。下がっているということは財政運営上いいことではないかと思うんですけども、今後の保険料が上がらないように、できるだけ財政運営に努めていただきたいというふうに思います。

それから、健康増進事業につきましては、ドックに加えまして肺炎球菌ワクチンの助成が行われるということは非常に喜ばしいことではないかというふうに思いますが、今後とも各市町で実施ができますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（西村和平） 質疑が終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市 大眉議員。登壇の上、ご発言願ひます。

○16番（大眉 均） 私は、平成25年度後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別枠の医療保険に抱え込み、高い負担を押しつけ、診療報酬も別立てにすることで安上がりの差別医療を押しつけ、医療費削減を目的につくられた制度であり、この制度そのものに反対であります。

保険料は2年ごとに改定されますが、2010年度の改定では平均で1,054円引き上げられました。さらに今年度と平成25年度の保険料は均等割額が4万6,003円と2,079円の引き上げ、所得割率が9.14%と0.91%の引き上げで、被保険者平均では7万5,027円となり、4,310円、6.09%の引き上げになっています。75歳以上の人口の増加と医療費増が保険料に直接はね返る仕組みになっているためであります。今後もさらに上がることは避けられません。年金が減額されるなど高齢者の生活がますます苦しくなっている中で、高齢者の負担軽減を求めるものであります。公的年金からの保険料天引き対象外になっている低年金、無年金の高齢者など、保険料を払えない滞納者がおられます。それらの人に対して病院窓口で全額負担となる資格証明書の発行はされておりませんが、有効期間が短い短期保険証の発行が行われています。有効期限が切れているにもかかわらず保険証が手元にならない高齢者もあります。また、保険料を滞納し預金口座などを差し押さえられた高齢者もごさいます。きめ細かい相談体制の充実で保険証がなく医療が受けられない高齢者がないようにするべきであります。また、保険料の軽減や一部負担金減免の充実、また健診内容の充実など高齢者の健康を増進するために力を尽くすことを強く求めるものであります。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担化、医療給付軽減化を迫る後期高齢者医療制度を廃止すべきであることを申し上げ討論といたします。

○議長（西村和平） 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告はありませんので、これより順次、お諮りいたします。

まず、議案第6号及び議案第7号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村和平） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8について、起立の方法をもって採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(西村和平) ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

23番、養父市 藤原議員。自席で発言願います。はい、どうぞ。

○23番(藤原敏憲) 23番、藤原でございます。

通告いたしております用紙で質問を申し上げたいと思います。先ほどの議案の質疑の中でも答弁もいただいてわかった点がございまして、重複しないようにして質問を行いたいというふうに思っています。

この後期高齢者医療制度につきましては、これまでも定例会などで発言もいたしてきておるところでございますけれども、もともと制度そのものに問題があったと。しかし、広域連合としては制度がある以上この運営をしなければならない、そのために高齢者が安心して医療を受けられる制度につくり上げていくべき運営を行うべきだと申し上げてまいりました。今回、提案されました第2次広域計画にも、当初は被保険者の混乱を招いたというふうな記載がございます。これは、これまでから指摘したとおりで、この混乱を一日も早く解消して、そして保険料を低く抑えて高齢者が安心していい医療を迎えることができるよう、いい医療を受けることができるようにというのが、この第2次広域計画の狙いではないかと思っておりますし、先ほど連合長が当初の御挨拶でも、被保険者が安心して医療を受けられるよう暮らすことができる、そういう運営をしていきたいと、このような発言がございました。この点については同感でござ

ざいます。しかしながら、この制度は先ほど質疑でもございましたが、保険者がふえればふえるほど、医療費がふえればふえるほど必然的に上がってしまうという仕組みになっているわけでありまして。第2期の保険料、昨年の24年度の議会でも決まったわけでありましてけれども、第3期です。失礼いたしました。そして、その2年前の第2期の保険料につきましても、結局、国からの支援はない、兵庫県の財政安定化基金、そして兵庫県の広域連合の剰余金を使って保険料を下げざるを得ない。市町からの、例えばですけども養父市の高齢者のみの保険料を下げてくださいと言っても、それはお金を出すということもできません。兵庫県全体で運営しなければならないというふうな決まりになっているからであります。昨年の中には、財政安定化基金を68億取り崩すということにいたしました。そして剰余金見込みとして30億、合わせて98億円を使って保険料を軽減していきたいということで、これはそれはよかったわけですがけれども、平成25年度の兵庫県の財政安定化基金の見込み、それが89億円あると。そのうちの68億円を使うということで、25年度末の兵庫県財政安定化基金の見込みが21億円になるということです。第4期の保険料を考える中で、これまでと同じように兵庫県の財政安定化基金、そして広域連合の剰余金だけを使ってやろうと思えば、かなり大幅な保険料の増額が見込まれるのではないかとというふうに懸念もしているわけでありまして。先ほどの質疑の段階で事務局のほうは診療報酬等とのこともあり、医療費の伸びどうなるのかということもあるので、剰余金がどうなるのか、保険料がどうなるのかわからないとおっしゃいましたけれども、確かに不確定の要素がございますけれども、兵庫県の財政安定化基金は25年度末で89億予定しておいたものを68億。21億しか残らないというのは、これは確定しているわけです。となりますと、去年の段階では68億取り崩しましたけれども、来年度26年、もしもこの制度が残るとすれば26、27年度の保険料を決めるときには兵庫県の財政安定化基金が21億しかない。そうなりますと、去年の第3期の保険料を決めるときは3分の1以下しかない。当然そうなりますと高齢者の保険料にはね返ってしまうのではな

いかというふうに考えておりますけれども、どのように現在のところ見込みを立てておられますか。

それと、連合長も申されましたけれども、この制度をどうしていくのかということで、当初は24年度で廃止というのがありまして、話が出ておりまして、後ほど連合長にもお聞きいたしますけれども、改革会議が行われて、いわゆる全体の高齢者の医療をどうするのかというのが中途半端な形で進められてきておりまして、高齢者にとっては本当に大きな不安の1つになっているわけですが、現在の段階ではどのように国の考え方、今後の運営方法というのが推移されているのか、わかる範囲でお答え願いたいと、以上の2点についてお尋ねいたします。

○議長（西村和平） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

まず、来期の保険料改定を視野に入れて今後どうなっていくのかというご質問でございます。ちょうど1年前になりますが、24年4月からの保険料改定におきましては、先ほど御発言ございましたように保険料の上昇を抑制するという事で剰余金約30億円、これは広域連合の運営収支から出てきた剰余金でございます。それに加えて兵庫県で積み立てられております財政安定化基金から68億円を取り崩すということで、これは2年分でございますが、合わせて約98億円の財源を使いまして保険料の上昇抑制をしたところでございます。特に県の財政安定化基金でございますが、これは毎年一定額を積み立てしているところでございまして、今年度も広域連合では積立額の3分の1に当たります約5億5,000万を予算化してございます。これと同額を県、国が拠出をいたしますので、約1年間ではその3倍、16億少しという額が毎年積みあがっていくという部分がございます。この財政安定化基金の運用といたしましては、積み立てながらまた取り崩しも一緒にやるということでございますので、25年度末の残高21億だけになるということではなくて、その後2年間の積み上げ分というのが三十数億出てくるということでございますので、その21億だけしか残

らないというものではないというふうに考えております。これはもちろん県のほうの予算にも関連したり国の関連もありますが、現在のまま推移すればそういうことだろうと思いますので、やはり次の保険料改定におきましても、県の財政安定化基金からできる限り活用するように要望はしていきたいというふうに思っております。

また、剰余金のほうは先ほど申しましたように、非常に予測が難しい部分がございますので今なかなか申し上げることができませんが、現在、やや医療給付費の伸びが昨年に比べますと鈍化をしておりますので、今後の状況によっては若干剰余金というの見込めるのではないかと思います、これはまた今後の推移ということになるところでございます。そういう中でまた来年の4月に保険料の改定を迎えるわけですが、今後ともできるだけ上昇抑制ということには努めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、国の制度改正の方向と言いますか、現時点で国はどのように検討されているのかということでございます。これは既に御案内のとおり経緯がございまして、平成22年12月に国の改革会議で一定の改革案というものが出たわけでございますが、それにつきましては特に都道府県の反対もあってなかなか実現ができないまま今日に至っているわけでありまして。一方で、昨年8月に社会保障の改革推進法あるいは国民会議という中で、今後のこの制度のあり方というものを幅広い観点から検討していこうという動きが出てございまして、これまでに、きのうも含めて4回ほど国民会議が開催されているところでございます。この会議のテーマの中には、高齢者医療制度のあり方というものも入っております。詳細な内容につきましては、新聞報道等でしか十分把握していないわけでございますが、やはりさまざまな議論が国民会議では行われておりまして、特に現役世代にももう少し軸足を移しながら持続可能な社会保障制度を目指すべきである、あるいは保険料と税の役割分担を明確にすべきである、低所得者対策に公費を重点化して調整すべきではないか、もっと低所得者に対応すべきではないかという意見もございます。

また、高齢者医療制度につきましては、現役世代が支えていくにはどうすればいいかということも議論する必要があるだろうと。さらには、当事者、都道府県が保険者を担ってくれるのかどうかという、こういう問題を考えなくてはいけないということで非常に幅広い観点からの議論というのはいろいろ出ているところでございますが、まだ現時点で特にこういう方向に動いているという方向性がはっきり見えているところまではいっていないという状況でございます。今後、議論されるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（西村和平） 答弁が終わりました。

はい、どうぞ。藤原議員。

○23番（藤原敏憲） そうしますと確認しておきますけれども、去年の24、25年度の保険料決める第3期の、そのときの資料として兵庫県の財政安定化基金は25年度末で89億になると。この89億については毎年、先ほど言われました大体15億～16億ふえていきますけれども、それぞれ持ち分がありまして広域連合も負担しておりますけれど、その分は見込まれていないというご答弁だったんですけれども、それも見込んだ89億円ではないんですか。今、局長のお話では21億残ります。それプラス24、25の16億でプラス32億は合算されるから五十数億になるという御答弁だったんですけれども、この89億は25年度末の見込みですから当然24、25年度分の県の財政安定化基金に支払うお金は入っているのではないですか。この点について伺っておきたいというふうに思います。

それにしましても、去年の段階で取り崩しました県の財政が決めたとき68億というのは確保できないわけでありまして。そうなりますと当然、剰余金がどの程度になるのかわかりませんが、医療費が極端に下がれば剰余金が当然出てきますけれども、若干、医療費が下がってきているということの答弁でありましたので、どの程度、年内のことでわかりませんが、昨年のような98億円の財政安定化基金プラス剰余金を使って保険料を下げることができないのではないかと、このままでい

きますと、第4期の保険料を決めるときに。そうなりますと大幅に上がってくるのではないかという懸念を持っておりますが、もう一度確認をしておきたいというふうに思います。

そこで、連合長にお尋ねいたしますけれども、連合長も申されましたし、先ほど事務局のほうからありましたように、平成22年度におきましては高齢者医療制度改革会議が最終案をまとめました。これは答弁がありましたように遅々として進まない。理解が得られなかったということになっておりますけれども、この基本的な考え方については、後期高齢者医療制度は廃止する、地域保険は国保に一本化する、そして第一段階として75歳以上については都道府県単位の財政運営とする。第二段階では、全年齢、全ての国民です。都道府県単位で国保運営を行っていく。それからもう1つは、都道府県単位の運営主体は都道府県が行う。これは知事の理解が得られなかったということでありまして、さらには75歳以上の高齢者に適用されています。現在です。均等割の9割、8.5割軽減、それから所得割の5割軽減は段階的に縮小する。つまり、所得の低い方の負担がふえてくるということになるわけでありまして。現在、兵庫県広域連合の人数を調べてみますと、被保険者数の61%がこの軽減の対象になっているわけでありまして。私の養父市では76%の方が軽減の対象になっているということで、非常に所得の少ない方が多いわけでありまして。これが段階的に縮小されますと当然負担がふえてくるわけでありまして。それから、現在70歳から74歳まで、これは国の中でも議論になっておりましたが、本人の医療費負担が1割ですけれどもこれを2割、元に戻していくというふうな、こういうのが改革会議の最終取りまとめでした。現在は国民会議のほうで検討されているということでありましてけれども、この22年度の改革会議の最終案が基本的な方向として進められるならば、高齢者の医療費負担というのはふえてまいりますし、保険料も増えてくる。そして先ほど言いましたように財政安定化基金もお金がなくなってしまう、剰余金も少ないということになりますと大幅な保険料となる、こういう懸念がされるわけで、連合長のほう

も財政運営をきっちりやって高齢者が安心して暮らせるそういう医療制度をつくるべきだとおっしゃっておられますので、その点については同感いたしますので、やるとなったら国や県に支援を求める以外にないわけであります。それらについて連合長としてどのようにお考えになっているのか、国の財政のこともありますけれども、このままいきますと大変な事態に来年度なるのではないかということが懸念されますので、今の段階で兵庫県広域連合の連合長として、国のほうにも意見陳述すべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（西村和平） 森田事務局長。

○事務局長（森田文明） 申しわけありません。財政安定化基金の推移と説明が少し不足してございました。経緯を申し上げますと、1年前の保険料率改定の際に24年度、25年度の2カ年の保険料を決めるわけでございますが、その時点で幾ら県の財政安定化基金が使えるかということになりますと、まず23年度末、2年間の始まる直前です。23年度末の残高といたしましては、これまではずっと積み立ててきておりましたので約55.8億円の残高がございました。これが23年度末でございます。それに加えて次の保険料を決める今ですけど24年度、25年度、この2カ年間で約33億ほどの積み立てを新たに行うわけでございます。したがって何も使わなければ、2年間全く取り崩しをしなければ23年度末の55億8,000万に33億がそのまま足されますので、25年度末ではご指摘のとおり89億残るはずだったわけですが、それだけ先の話としての基金残高が見込まれますので、そこから68億を2年間で使うということでございまして、まさにこの2年間で積み立てもしながら取り崩しも同時に行うという、こういう設定でございます。そういう意味ではこの89億の中には2年間の積立額約33億が含まれております。先ほど私が申し上げました、今度の次の改定ということになりますと、これは25年度末が21億残りまして、次の26年度、27年度の2カ年でやはり三十数億積み立てる予定ですので、そういう意味では次の改定では21億プラスその三十数億積み立てた分というのを原資にし

ながら、どれだけ取り崩すかということになるわけでございます。ただ、ご指摘のとおり県の財政安定化基金につきましては、ある程度先が見えて予測できますので、前回ほどの活用というのがちょっと難しい面があるのではないかと見ておりますが、一方で剰余金につきましてはまだ今後の状況もございまして、引き続きこの推移を十分見ていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村和平） 矢田連合長、お願いします。

○広域連合長（矢田立郎） まず、この医療費の増加に連動して保険料が上がっていくということのお尋ねでもございますけれども、これに対して今の仕組みそのものを考えてみますと、高齢者の医療費そのものを今は国民全員で支えるという仕組みになっておるわけでありまして、そういう中で、今後もこれはもう若干鈍化したとはいえ医療費の増加は依然見込まれておるわけございまして、これは別に後期高齢者医療のみの話ではございません。医療費の増高というものは国民健康保険も組合健保も全てにかかっておるわけございまして、そういう中で、これをどういうふうにして負担をしていくのかというところが問われているというふうに思います。そういうふうにご考えますと、制度そのものを誰がどのように負担していくのかという点が重要であろうと思います。ですから、この保険者として運営主体を誰が担うのか、また医療の給付費を担う、賄う、高齢者の保険料の負担であるとか、あるいは現役世代の負担と公費でございまして、これはどのように負担していくのかということも明確にしていかなければいけないというふうに思います。そこが問題となってなかなかこの辺の点について前に進んでいないのではないかというふうに思います。現行の制度が継続していくという状態でいきますと、これは先ほど来申し上げておりますように、全ての方の分かち合いの分野になっていくわけございまして、そういう中で高齢者の負担が過大なものとならないように国県に対して要望を行うという点で、この兵庫県の後期高齢者医療広域連合から平成23年7月に単独要望を厚生労働省に提出しているわけございまして、これはもうご案内でございましょうけれども、低所

得者に対する現行の保険料軽減措置を継続実施していただきたいと。そして財源は全て国において負担をされたいという要望をしておるところでございますので、こういった要望を引き続いてやっていくということが重要であろうと思いますし、また、国民会議での制度のあり方は注視しなければいけないというふうに考えております。これは8月下旬に一定の結論を得るということにされておりますので、国の動き等を注視しながらやっていくということが必要ではないかと、このように考えております。

○議長（西村和平） 答弁が終わりました。

藤原議員、どうぞ。

○23番（藤原敏憲） 最後ですけれども、先ほども言いまして繰り返すんですけども、第3期の保険料を決めるときには98億使うことができたわけですけども、今のままでいきますと財政安定化基金はトータルといたしましても54億しかありません。27年度末です。1年で大体十五、六億ですから。25年度末で残るお金が21億、プラス2年で30億と。68億なんてお金はもうなくなるわけですから、恐らく保険料が大幅に上がるのではないかと、第4期が。剰余金が大幅にふえれば別なんですけれども、やはり国の支援策というのが必要ですし、兵庫県とも話をしながら来年度の改定、この制度が続くのであれば、この財政安定化基金をやはり幾らか残すという方法ではなしに、保険料軽減のためにさらにもっと使うべきであると。去年の第3期の保険料を決めるときには、兵庫県の41の市町の担当課長、部長が兵庫県に対して、この兵庫県の財政安定化基金をもっと使ってほしいという要望を出してます。ご存じだと思いますけれども。これ41の市町全ての自治体。やはり現場で業務を行って保険料の徴収をしておられる担当職員は、やはりこの保険料の大幅な引き上げというのは何とか抑えてほしいという強い声を聞いておられますので、そういう要望が出たものと思っておりますけれども、先ほども言いましたように来年度が非常に心配されるわけでありまして。そういう点で今やろうと思いますと、県の支援、兵庫県の支援しかないわけですね。今まで連合長にお聞きいたしましても、先代の連合長にお聞きしても兵

兵庫県には要請していると、支援をしてほしいと。けども県のほうは財政が厳しいからということで保険料の軽減の支援策はないという答弁だということでした。隣の京都府では、区が保険料軽減のためにお金を出しているわけですが、そういうふうなものを合わせてやっていかないと、繰り返しますけれども大幅な来年度保険料の引き上げが行われるのではないかというふうに思いますので、そういうことのないように、ぜひ兵庫県や国に対する要請を強めていただきたい。このことを強く要請いたしまして終わります。

○議長（西村和平） 質問は終わりました。

ここで、議事の都合により副議長と交代いたします。

○副議長（岡本哲夫） 日程第13、「議長の辞職」を議題といたします。

本件は、西村議員から議長辞職願が提出されましたのでお諮りするものであります。地方自治法第117条の規定により、西村議員の退席を求めます。

（西村議員退席）

お諮りいたします。

西村議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岡本哲夫） ご異議なしと認めます。

よって、西村議員の議長辞職は許可されました。

退席中の西村議員の入場を許可します。

（西村議員入場）

○副議長（岡本哲夫） 西村議員からのご挨拶があります。

○議長（西村和平） 議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の2月28日に広域連合議会議長に就任いたしました。議員各位のご理解、ご協力によりまして無事に果たすことができました。ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。以上でございます。

○副議長（岡本哲夫） ご挨拶は終わりました。

次に、日程第14、「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岡本哲夫） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岡本哲夫） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において、議長に9番、相生市の瀬川議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岡本哲夫） ご異議なしと認めます。

よって、瀬川議員が議長に当選されました。

本席から当選の告知をし、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（瀬川英臣） ただいま、皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会議長につくことになりました、瀬川でございます。皆様方のご協力を得まして、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じております。ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますけれども就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（岡本哲夫） ご挨拶は終わりました。この際、議長と交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

○議長（瀬川英臣） 次に、日程第15、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番、豊岡市、中川議員の退席を求めます。

（中川議員退席）

○議長（瀬川英臣） 提案理由の説明を求めます。

矢田広域連合長。

○広域連合長（矢田立郎） ただいま上程されました、同意第1号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」について、ご説明申し上げます。

定例会提出議案の36ページをお開き下さい。

本件は、平成24年第1回定例会で選任いたしました川野議員が、監査委員の職を退任されましたので、後任に広域連合議員の内から選任する監査委員として、豊岡市の中川議員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。何卒、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長（瀬川英臣） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（瀬川英臣） ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

退席中の中川議員の入場を許可します。

（中川議員入場）

○議長（瀬川英臣） 次に、日程第16、「兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会及び同補充員の選挙」を議題といたします。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(瀬川英臣) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(瀬川英臣) ご異議なしと認めます。

よって、議長において姫路市選挙管理委員の松田貞夫氏、増本勝彦氏、水野守弘氏、桂隆司氏、以上4名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(瀬川英臣) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、姫路市選挙管理委員の松田貞夫氏、増本勝彦氏、水野守弘氏、桂隆司氏、以上4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(瀬川英臣) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(瀬川英臣) ご異議なしと認めます。

よって、議長において、姫路市選挙管理委員補充員の爲則政好氏、上西健一郎氏、小椋庄司氏、井川進善氏、以上4名の方を指名し、補充の順位は、ただいま指名いたしました順序によることにいたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(瀬川英臣) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、姫路市選挙管理委員補充員の爲則政好氏、上西健一郎氏、小椋庄司氏、井川進善氏、以上4名が選挙管理委員補充員に当選され、補充の順位は、ただいま指名いたしました順序によることに決定いたしました。

次に、日程第17、「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第1条で任期は1年としておりますので、同条例第3条の規定により、議長において、1番、神戸市 中村議員、7番、芦屋市 山中議員、12番、たつの市 田口議員、29番、加東市 安田議員、30番、猪名川町 宮脇議員、以上5名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(瀬川英臣) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始ご審議賜り、また議事進行にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

広域連合長より、ご挨拶があります。

矢田広域連合長。

○**広域連合長（矢田立郎）** 本日の定例会におきまして、ご提案を申し上げました各議案等につきましては、慎重なるご審議をいただきました。いずれも賛同いただき厚く御礼を申し上げます。議員各位におかれましては、今後一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○**議長（瀬川英臣）** ご挨拶は終わりました。

これをもちまして、平成25年第1回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでございました。

（午後3時55分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 西 村 和 平

副 議 長 岡 本 哲 夫

議 長 瀬 川 英 臣

署名議員 石 田 哲 也

署名議員 岡 本 英 樹

